令和８年度第２回茨城県環境審議会

日　時：令和８年10月19日（月）午後１時30分から
場　所：茨城県庁行政棟11階　1106供用会議室
次　第：別紙のとおり
出席者：別紙のとおり

○司会（大高総括課長補佐）
それでは、定刻になりましたので、ただいまより、令和８年度第２回茨城県環境審議会を開会いたします。
本日の司会を務めさせていただきます環境政策課総括課長補佐の大高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
今回の審議会は、この場に出席いただく方式とオンラインで出席いただく方式のハイブリッドで開催しております。
ご不便な点もあるかと存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。
また、委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
それでは、開会に当たりまして、県民生活環境部長の砂押よりご挨拶を申し上げます。
○砂押県民生活環境部長
皆さん、こんにちは。
本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、令和８年度第２回茨城県環境審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
また、皆様には、日頃より、本県の環境行政の推進に格別のご尽力を賜っておりますことを、この場お借りして厚く御礼を申し上げます。
今日の議事でございますが、報告事項１件でございます。霞ケ浦に係る湖沼水質保全計画（第９期）（案）についてでございます。
本件につきましては、昨年９月のこの審議会において諮問をさせていただいた後、これまで、霞ヶ浦専門部会においてご審議を賜ってきたところでございます。
今年８月の本審議会でも検討状況の経過をご報告させていただきましたが、本日は、計画案が取りまとまりましたので、その内容をご説明させていただきたいと考えてございます。
来年１月から２月頃に予定をしております本審議会での答申に向けまして、本日はご議論を賜れればと思っているところでございます。
なお、湖沼水質保全計画を推進していく上の財源でございますが、本県では、平成20年度に森林湖沼環境税を導入いたしまして、霞ヶ浦をはじめとした湖沼・河川の水質保全に活用してまいりました。
本税の課税期間が本年度で終了いたしますことから、本税及び税活用事業の今後の在り方について、先般、パブリックコメントも実施し、県民の皆様の意見を広く聴取させていただいたところでございます。
本税の継続につきましては、来月開催をされます第４回県議会定例会に向けまして条例案を提出すべく、現在、準備を進めているところでございまして、議会の審議の結果などにつきましては、次回の審議会においてご報告をさせていただきたいと考えてございます。
霞ケ浦に係る湖沼水質保全計画につきましては、本県の環境行政の大変重要な内容とな

ってございますので、ぜひ委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

続きまして、本日の資料についてご確認をお願いいたします。

次第、出席者名簿のほか、資料につきましては、資料１から３までとなっております。

不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、出席者名簿をご覧いただければと思いますが、本日出席予定でございました白田委員と磯崎委員でございますが、本日は欠席とのご連絡をいただいております。

また、こちらでの出席予定でございました石塚委員は、本日、WEBでの参加となっておりますので、ご承知おき願います。

また、オンラインでの会議参加の皆様にお願いいたします。

ビデオは常時オン、マイクはご発言のときのみオンにしていただきますようお願いいたします。

発言をご希望の際は、挙手機能をご利用の上、会長からご指名がありましたら、マイクをオンにしてご発言ください。

それでは、内藤会長に議事の進行をお願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございます。

内藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日の議事は、お手元に配付してある次第にありますように、報告事項１件を予定しております。

委員の皆様には、幅広い視点と豊かなご経験から、忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

なお、本日は、14時30分頃をめどに終了する予定で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、会議録への署名をしていただきます委員を指名させていただきたいと存じます。

鈴木委員と甲斐田委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

報告事項　霞ケ浦に係る湖沼水質保全計画(第９期)(案)についてでございます。

本件につきまして、本審議会霞ヶ浦専門部会の部会長でもあります古米副会長及び事務局から説明をお願いいたします。

○古米副会長

霞ヶ浦専門部会の部会長を務めております古米です。

初めに、湖沼水質保全計画について説明させていただきます。

この湖沼水質保全計画というのは、湖沼法に基づき指定された霞ヶ浦や琵琶湖など、全国11の湖沼において、湖沼の水質の保全に関し実施すべき政策を定めることとされています。

霞ヶ浦におきましては、1986年、昭和61年に第１期の湖沼水質保全計画を策定し、これまで８期、40年にわたって水質保全に取り組んできております。

今年度、第９期の計画の策定を進めているということです。

第９期計画策定に当たっては、先ほど部長からもありましたように、昨年の９月のこの審議会への諮問を受けて、霞ヶ浦専門部会で調査審議し、その案を取りまとめましたので、計画策定に当たっての考え方について、私からまず説明させていただきます。

お手元の資料１の項目１に９期計画(案)の基本方針と記載してありますが、そこをご覧ください。

第９期計画の水質目標値ですが、第９期計画中に想定される負荷削減量から、今回、新たに導入した三次元流動水質予測モデルを用いて水質改善効果量を算定いたしました。

具体的に水質目標値といたしましては、目標年度、令和12年度ですが、ＣＯＤが全水域平均で１リットル当たり7.3ミリグラム、全窒素につきましては0.87ミリグラム、全りんは0.087ミリグラムということにしております。

この水質目標値を達成するための水質浄化対策としては、第８期計画に引き続き、生活排水対策、工場・事業場排水対策、農地・畜産対策など、浄化効果が高い事業に重点化して取り組むほか、霞ヶ浦の導水事業については、第９期期間中に霞ヶ浦、那珂川、利根川の間で導水が可能となる見込みでありますから、その効果的な運用を検討するという内容を含んでおります。

また、アオコの悪臭被害を未然に防止するため、新たにデジタル技術を活用したアオコの早期発見、早期対策の検討に取り組むこと、また、霞ヶ浦ふれあい指標による評価を導入して、霞ヶ浦の魅力を県内外に分かりやすく発信していくということも含まれております。

これらの基本方針を踏まえた第９期計画の内容の詳細につきましては、この後、事務局から説明させていただきます。

私からの説明は、以上でございます。

○石崎環境対策課長

霞ヶ浦専門部会の事務局を務めております環境対策課の石崎でございます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

先ほど、古米部会長からご説明いただいた基本方針を踏まえまして、９期計画(案)を資料２のとおり取りまとめましたので、８期計画からの変更点を中心にご説明させていただきたいと思います。

なお、８期計画からの主な変更点についての考え方を資料１の２に記載いたしましたの

で、こちらの資料も併せてご覧いただければと存じます。
それでは、資料２の１ページをご覧願います。
第１　霞ヶ浦の水質保全対策の状況についてご説明いたします。
ここでは、霞ヶ浦の概要や条例の制定や改正に基づいて実施してきました水質保全対策の実施状況をお示ししております。
また、霞ヶ浦全域及び西浦、北浦別の水質動向や水質保全対策の課題についてお示ししております。
８期計画からの変更点でございますが、２　湖沼水質保全計画の策定と対策の実施状況の下から４行目以降に、霞ヶ浦において、底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定がなされたことや、県環境基本計画に霞ヶ浦の水循環の維持が盛り込まれたことを記載いたしました。
続きまして、２ページをご覧願います。
８行目以降に、アオコによる悪臭被害が令和６年度に発生したことや、発生日数が増加傾向にあることを記載いたしました。
続きまして、ページ飛びまして、９ページをご覧願います。
第２　計画期間及び方針についてご説明いたします。
ここでは、９期計画の計画期間、水質保全の方針、水質目標値のほか、長期ビジョンについてお示ししております。
まず、１　計画期間でございますが、令和８年度から12年度までの５年間としております。
次に、２　水質保全の方針でございますが、大きく３つの方針としております。
まず、（１）水質浄化対策でございますが、引き続き、生活排水対策、工場・事業場排水対策、農地・畜産対策といった浄化効果が高い対策に重点化して取り組むこととしております。
次に、（２）豊かな霞ヶ浦の次世代への継承でございますが、平成30年に本県で開催された世界湖沼会議において、「いばらき霞ヶ浦宣言2018」が採択されましたが、その趣旨を踏まえまして、良好な水環境の創出や健全な水環境の維持に努めていくこととしております。
10ページをご覧願います。
前回の本審議会でもご説明させていただきましたが、（３）霞ヶ浦ふれあい指標による評価でございます。９期計画から霞ヶ浦ふれあい指標を導入し、霞ヶ浦の魅力を県内外に分かりやすく発信していくこととしております。
続きまして、11ページをご覧願います。
水質目標値についてでございます。
水質目標値につきましては、水質予測モデルによるシミュレーション結果を基に、計画期間内に達成すべき目標として、目標年度である令和12年度において、ＣＯＤが全水域平

均で１リットル当たり7.3ミリグラム、全窒素が0.87ミリグラム、全りんは0.087ミリグラムと定め、霞ヶ浦の着実な水質改善を図ってまいりたいと考えております。

また、湖内の水質は、夏季における高気温など、気象条件によって変動することを踏まえ、水質予測モデルによるシミュレーション結果から想定される令和12年度の水質の最大値と最小値の差を変動幅として新たに水質目標値の参考として記載することといたしました。

次に、長期ビジョンでございますが、引き続き、「泳げる霞ヶ浦」、「遊べる河川」を、第10期計画以降、できる限り早期に実現できるよう、水質浄化対策に取り組んでいくこととしております。

12ページをご覧願います。

第３　西浦における水質保全に向けた取組についてご説明いたします。

ここでは、西浦における水質浄化対策の内容や対策に係る数値目標をお示ししております。

まず、１　湖沼の水質の保全に資する事業の（１）下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備等でございますが、今後の人口減少を踏まえ、国において、集約型と分散型のベストミックスによる施設の最適配置の方向性が示されておりますことから、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の一体で生活排水処理率の向上を図っていくことを明確にするため、生活排水処理率の記載を第８期計画より前段で記載することといたしました。

13ページをご覧願います。

下水道、農業集落排水施設、浄化槽に関する数値目標でございますが、下水道及び農業集落排水施設の接続人口や浄化槽の処理人口は、人口減少の影響を受け、事業の進捗の適切な評価が困難であるため、それらについては数値目標から削除することといたしました。

14ページをご覧願います。

次に、（２）湖沼等の浄化対策のイ　生態系の持つ自然浄化機能を活用した浄化対策でございますが、水生植物帯を整備するとともに、維持管理等によりまして、浄化機能を継続して発揮することが必要であることを踏まえまして、２行目に整備した植物帯の維持管理や保全工事に取り組むことを記載するとともに、水質目標を水生植物帯面積へ見直すことといたしました。

15ページをご覧願います。

オ　浄化用水の導入でございますが、霞ヶ浦導水事業が９期計画期間内に石岡トンネルが完成し、導水が可能となる見込みであることを踏まえまして、今後の予定を記載いたしました。

次に、２　水質の保全のための規制その他の措置の（２）工場・事業場排水対策でございますが、引き続き、霞ケ浦一般事業場等へ立入検査による指導を重点的に行いまして、基準遵守の徹底を図ることとしております。

16ページをご覧願います。

（３）畜産業に係る対策でございますが、引き続き、畜産農家に対して、家畜排せつ物の適正な管理を指導していくとともに、霞ヶ浦の流域内で発生した堆肥等を流域外で流通することによりまして、霞ヶ浦への汚濁負荷を削減する良質堆肥等の広域流通を促進していくこととしております。

次に、（４）漁業に係る対策でございますが、引き続き、利用予定のない未利用魚を回収し、魚体に含まれる窒素やりんを霞ヶ浦の外へ取り出すことにより、水質浄化を進めることとしております。

17ページをご覧願います。

（５）流出水対策のア　農地対策でございますが、８行目以降に環境負荷低減に取り組む農林漁業者を県が認定するいばらきみどり認定の取組の推進や、化学肥料などを使用せず、高付加価値化と環境負荷低減を両立できる有機農業に取り組んでいくこととしております。

18ページをご覧願います。

農地対策の数値目標でございます。

これまで、エコファーマー耕作面積を数値目標としておりましたが、根拠法令が廃止され、現在はみどりの食料システム法に基づくいばらきみどり認定への切り替え、推進を図っていることから、いばらきみどり認定取組面積を数値目標とすることといたしました。

また、８期計画まで数値目標としていた化学肥料及び化学合成農薬を５割以上削減した環境にやさしい営農活動承認面積につきましては、全国的に取組が減少する傾向にあることを踏まえ、数値目標から削除し、新たに有機栽培面積を追加することといたしました。

次に、（６）緑地の保全その他湖辺の自然環境の保全のイ　湖岸の自然環境の再生・保全でございますが、近年のナガエツルノゲイトウの繁茂状況を踏まえまして、５行目以降にナガエツルノゲイトウに関する取組を新たに記載いたしました。

19ページをご覧願います。

第４　北浦における水質保全に向けた取組でございますが、ここでは、北浦における水質浄化対策の内容や対策に係る数値目標をお示ししております。

対策の内容につきましては、先ほどご説明した西浦における対策と概ね同様の内容でございまして、数値目標につきましては、北浦の状況を踏まえ設定いたしましたので、後ほどご覧願います。

25ページをご覧願います。

第５　水質の保全のためのその他の措置についてご説明いたします。

ここでは、地域住民に対する知識の普及や調査研究の推進などに加え、アオコ対策や霞ヶ浦ふれあい指標による評価などの取組についてお示ししております。

まず、１　地域住民等に対する知識の普及と意識の高揚の（２）環境学習・啓発活動の実施でございますが、霞ケ浦環境科学センターにおける環境学習をより効果的なものとするため、３行目以降に、霞ヶ浦の湖上体験学習や、霞ケ浦環境科学センターの展示等を活用した体験型の環境学習に加えて、ふるさと霞ヶ浦出前講座の座学型の環境学習の双方で取

り組んでいくことを新たに記載いたしました。
26ページをご覧願います。
３　霞ケ浦環境科学センターと関係機関の連携による調査研究の推進でございますが、引き続き、ＣＯＤなど水質の変動要因、気候変動に伴う流入負荷量の変化や流域対策の効果等の解析などに取り組んでいくこととしております。
次に、５　アオコ対策でございますが、引き続き、監視パトロールによる発生状況の確認、河川への遡上防止、集積・腐敗防止、アオコの回収などに取り組んでいくことに加えまして、５行目以降に、県において、デジタル技術を活用したアオコの早期発見・早期対策の検討を進めることを新たに記載いたしました。
27ページをご覧願います。
７　霞ヶ浦ふれあい指標による評価でございますが、９期計画から新たに霞ヶ浦ふれあい指標を導入し、霞ヶ浦の魅力を県内外に分かりやすく発信していくこととしております。
９期計画(案)の主な変更点に関する説明は、以上でございますが、資料３のとおり、概要版として取りまとめておりますので、後ほどご覧おき願いたいと思います。
最後に、恐れ入りますが、資料１の３ページをご覧願います。
３　今後のスケジュールでございます。
今後、パブリックコメントなどを経まして、来年１月から２月頃に開催予定の当審議会で９期計画の最終案をご報告させていただきまして、答申をいただければと考えております。
説明は、以上でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。
○内藤会長
ありがとうございました。
ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご意見、ご質問などをいただきたいと存じます。
また、オンライン参加の方は、挙手機能を使用し、指名されましたら、マイクをオンにしてご発言ください。
それでは、どうぞお願いいたします。
いかがでしょうか。
田村委員、よろしくお願いいたします。
○田村委員
ご説明ありがとうございます。
単純な質問なのですが、アオコ対策としてのデジタル技術を活用した早期発見対策というのはどんなことを具体的にはイメージされているのか教えていただけないでしょうか。
○石崎環境対策課長
それでは、お答えさせていただきます。

これまでは、主に湖岸や河川沿いからの目視での監視を行いまして、必要な対策を行ってきたところでございます。

新たな取組といたしましては、ドローンや定点カメラを活用いたしまして、アオコの発生状況を迅速かつ広範囲に監視いたしまして、さらにデジタル技術を活用いたしまして発生状況を可視化することで早期対策につなげて、アオコによる悪臭被害の未然防止を図っていきたいと考えてございます。

これにつきましては、あくまでも、現在、検討中の一例でございまして、これから詳細については進めていきたいと考えてございます。

○田村委員

分かりました。

検討中ということでしたがデジタル技術というだけだと非常にアバウトな感じがしたので、具体的にやられるのであれば、もう少し言っていただいたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○石崎環境対策課長

ちょっと補足させていただきたいと思います。

あくまでもこちらの事業は来年度予算でございまして、今、予算をいろいろと調整しているところでございますので、あくまでも一例ということでご説明させていただきました。

○内藤会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

今藤委員、お願いいたします。

○今藤委員

どうもありがとうございました。

西浦と北浦の湖沼等の浄化対策、資料２を、今、拝見しているのですが、17ページと24ページ、生態系の持つ自然浄化機能を活用した浄化対策に取り組まれるというところ、すばらしい取組だと思うのですが、北浦のほうは水生植物帯の面積を増やすけれども、西浦のほうは差がゼロとなっているのは、取組としては、現状の水生植物帯をしっかり管理して高めるという方向に注力するという意味なのか、もう面積をそもそも増やせないということなのか、このあたり、もしお分かりになるようでしたらお答えいただければと思います。

よろしくお願いします。

○石崎環境対策課長

お答えいたします。

西浦のほうでございますが、現在のところ、拡張するという予定はないのですが、これまで整備したところの保全をしっかりやっていくというような形で、面積としては変わっ

ていないというような形でございます。
○今藤委員
分かりました。ありがとうございます。
面積を増やすというのはなかなか難しいのでしょうか。そもそも物理的に厳しいのか、それとも、予算とか労力的なところになりますでしょうか。
○石崎環境対策課長
ちょっとそこら辺の背景につきましては、事業課のほうに確認したいと思います。
○今藤委員
ありがとうございます。
世界的に生態系の機能を活用するというのはすごく注目されているところですので、霞ヶ浦でも大いに活用していただいて、むしろ世界に発信していただければと思った次第です。
ありがとうございました。
以上です。
○内藤会長
ありがとうございました。
そのほか、いかがでしょうか。
今藤委員、お願いいたします。
○今藤委員
度々申し訳ありません。
資料自体は18ページで、ＰＤＦ21ページを今ちょうど見ていて、お伺いしたいのですが、農地対策で表があるのですが、環境保全型農業直接支払事業実施面積、これについて、聞き間違いかもしれないのですが、国や他県での取組が収束気味なので、あまりここには注力しないと聞こえた気がするのですが、認識として正しいでしょうか。そのかわりに有機栽培面積を増やすほうに注力すると伺ったように思うのですが、確認させてください。
○内藤会長
お願いいたします。
○石崎環境対策課長
説明の中で、削除した項目といたしましては、こちらには書いていない化学肥料及び化学合成農薬を５割以上削減した環境にやさしい営農活動の承認面積、こちらにつきまして、全国的に取組が減少する傾向を踏まえまして削除させていただいたという形でございます。
○今藤委員
ありがとうございます。
全国的に取組が減っている理由というのがもしお分かりになるようでしたら、そして、それが減っているから茨城県も減らすという、そこのところのロジックというか、何もかも兼ね合わせてやっていくのが大変なのは承知していますが、残念だなというところもあ

りまして、ご説明いただければと思います。
　よろしくお願いします。
○石崎環境対策課長
　細かい背景につきましては、事業課のほうに改めて確認させていただきたいと思うのですが、全国的に減少傾向もあるということも踏まえまして、より有機栽培面積というものを重視した形で目標としたいというような形で聞いております。
○今藤委員
　分かりました。ありがとうございます。
　以上です。
○内藤会長
　ありがとうございました。
　江口委員、よろしくお願いします。
○江口委員
　農研機構の江口です。
　今のご質問のやり取りに関して、補足として、私の理解の範囲内で述べさせていただきますと、みどりの食料システム戦略が始まり、化学肥料50％削減や農薬50％削減などの環境保全的な取り組みは、基本的には農業直接支払いやみどりの食料システム戦略の中で読まれるようになっており、農業直接支払いや茨城みどり認定のほうで、登録されているのではないかと思います。減ったというよりは、カテゴリーが変わったというイメージで良いのかなと思います。
　この理解が、茨城県と一致しているかどうかは分かりませんが、私はそのように認識しており、必ずしも減っているということではないのかなと思います。
　もちろん、実際にそれらの数が減っているかどうかはまた別の話になりますが、カテゴリーが変わっているという認識で良いのではないかと思います。
○今藤委員
　国環研の今藤です。
　ご説明、ありがとうございました。
　カテゴリーが変わって、取組としては、国の方針としては変わっていないというところで安心しました。
　ありがとうございます。
○内藤会長
　ありがとうございました。
　そのほか、いかがでしょうか。
　甲斐田委員、よろしくお願いいたします。
○甲斐田委員
　資料２の27ページあたりに、７番目の項目として、霞ヶ浦ふれあい指標による評価とい

うものがあって、霞ヶ浦ふれあいモニターを、現状の63から令和12年度で100に伸ばすという目標が書かれてありまして、さらに詳細が、29ページ、参考資料２のところであるかと思うのですが、こちらは評価地点が12地点あって、現状63人、あるいは、目標値として100人のモニターさんに、この12地点全てを年に４回、同様に継続的に評価していただいて、総合評価に用いるということなのでしょうか。

○石崎環境対策課長

お答えいたします。

モニターに登録していただいた方には、自分の行きやすいところを評価していただくというような形でやっております。

モニターの方には、なるべく年４回、できる範囲の地点で評価していただくというような形で対応させていただいております。

○甲斐田委員

ありがとうございます。

そうしますと、１地点について継続的に評価できるサンプルサイズが、多分、数十とか10とか、もしかすると地点によっては一桁台とかになるように思うのですが、その場合の回答結果をもってしてふれあい指標というふうにつくってしまうと、過大にもなるし、過小にもなるし、結構振れ幅が大きくなってしまって、信頼性そのものに少し疑義があるのかなと思うのですが、そのあたりは、モニターを増やしてふれあい自体を県民・市民の中で増やしていくということ自体はいいと思うのですが、この指標そのものの信頼性についてちょっと再考されたほうがいいのではないかと読んでいて思いました。

そのあたりの検討について、ご意見とかありましたらお願いできればと思います。

○石崎環境対策課長

調査地点ごとによってモニターの偏りがあるというのは事実でございます。

今現状でございますが、私どもといたしましては、なるべくモニター数を増やして、なるべく多くの方に各地点を評価いただけるようにしていきたいなと考えているところでございます。

○甲斐田委員

ありがとうございます。

教育とか啓蒙、県民への理解の浸透のところと指標の評価のところというのは少し切り分けて考えられるところもあるのかなと思いました。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

内田委員、お願いいたします。

○内田委員

自動車研、内田です。

水質保全に関しては専門外なので、教えていただきたいのですが、第３で西浦における水質保全に向けた取組と、第４では北浦に関することが書いていますが、この保全事業（１）から（５）まで書いている中で、費用対効果も考慮した上での対策なのでしょうか。資料を見てみますと、（１）の下水道、生活排水などが一番上に書いているので、その費用対効果が一番高いという理解で良いでしょうか。

○石崎環境対策課長

資料２といたしましては、７ページ、８ページをご覧になっていただきたいと思います。

こちらのグラフで、西浦、北浦それぞれの排出負荷量の傾向をお示ししたグラフになっておりまして、こちらの図を見ていただいても分かりますように、西浦、北浦とも生活排水の負荷量が多いという形でございますので、まずはしっかり生活排水対策をやっていかなければならないなと考えてございます。

あと、こちらの図を見比べていって分かりますとおり、西浦に比べて北浦のほうは畜産が多いというような傾向が見られるかと思いますので、そういった観点からも、畜産のほうは、北浦については重点的にやっていく必要があるということで、こういった排出源を解析しながら、必要な対策を検討して、それぞれ目標を立てて計画してやっていくというような形で考えております。

○内田委員

よく分かりました。

ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

青柳委員、よろしくお願いいたします。

○青柳委員

青柳です。

ちょっとずれた質問になるかもしれないのですが、先ほどのご質問で、農地対策で、指標として、その土地の面積を指標とするというのが挙げられていたのですが、環境保全型農業直接支払事業に関しては、さっきチャットにコメントを入れました。

それで、追加して、その同じ24ページの下のほうに、緑地の保全その他湖辺の自然環境の保全ということで、自然環境の再生・保全で、生態系の保全というのが出てくるのですが、例えば、環境省は、30by30、ネイチャーポジティブの関係でいろいろやっているので、その関係で、例えば、いろいろ指定がありますよね。その指定をこちらの面積に入れるということはできないのでしょうか。

○石崎環境対策課長

指定というものを、もう一度、ご説明いただけますか。

○青柳委員
　生物多様性条約でネイチャーポジティブが、今、話題になっていると思うのですが、その中で30by30という、土地を指定して、保全地域を指定する仕組みがありまして、それを霞ヶ浦でも活用して地域を指定するというのは考えられると思うのですが、そういうのはここでは当てはまらないのでしょうか。自然共生サイトというやつですね。
　質問というか、そういうものも検討してみたらいかがでしょうかというご提案ですので、それは、後ほど。
○石崎環境対策課長
　ありがとうございます。
　今後の検討材料の一つとしてさせていただければと思いますので、貴重なご意見、ありがとうございました。
○青柳委員
　どうもありがとうございます。
○内藤会長
　ありがとうございました。
　そのほか、いかがでしょうか。
　副会長。
○古米副会長
　先ほど、新しく導入する霞ヶ浦ふれあい指標による評価というところの数値目標でご指摘にあったように、モニター数は63名から100名を目指すのですが、地点数が12点だと、一人が１回しか行かないと1か所で10人以下しか行かないのかなと思われてしまいます。この数値目標はあくまでもモニター数の登録です。この指標調査に参加される延べ人数みたいなものも併せて目標を示すことによって、１か所で十数人は参加しているというような体制をつくるという指標を追加してもいいのかなと思いました。ご検討いただければと思います。
　改めてこのふれあい指標の評価のところを見ると、いわゆる「学習」という言葉が出ていますし、子どもだけではなくて大人の方も入っていますので、ＳＤＧｓの４の教育のところで、「全ての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」というのがあるので、ＳＤＧ４も追加をされてもいいのかなと、専門部会で議論しておりませんでしたが、入れてもいいのではないかなと今思いましたので、発言させていただきました。　以上です。
○内藤会長
　ありがとうございました。
　そのほか、いかがでしょうか。ほかにございませんでしょうか。
　田村委員、よろしくお願いします。
○田村委員

ここのところ急に脚光を浴びつつあるナガエツルノゲイトウに関する取組などもあると思います。かなりお金とか手間がかかるような話が多いので、ちょっと心配しているところもありますが、どんなことを、今、考えていらっしゃるのかもう少し具体的に教えてください。

○市村環境政策課長

環境政策課でございます。ありがとうございます。

ナガエツルノゲイトウにつきましては、先生、ご存じのように、非常に繁殖力が強くて、なかなか駆除できないということで、繁茂に対する効果的とか、効率的な駆除とか、処分が確立されていないという点が挙げられます。

河川においても、全面的な駆除対策を実施しても、再繁茂が繰り返されて、抜本的な対策につながっていないという状況がございますので、県としましては、例えば、今、一番繁茂している新利根川につきましては、対策の実施基準を定めまして、実被害に至るような恐れがある場合に駆除をしましょうということで、ある一定のレベルになると駆除するという基準をつくって対応しているところでございます。

実際には、今年度につきましても、２か所ほど大規模な駆除を実施する予定としてございます。

そのほかのところにつきましては、霞ヶ浦の中とか、周辺の河川の中にありますが、今は割と小規模な状況でして、そこについては人力等で市町村や河川の管理者などと協力し合って駆除を実施しているという状況でございます。

○田村委員

ありがとうございます。

多分、霞ヶ浦だけの問題ではないと思いますが、承知しました。

○内藤会長

ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、ただいまいただきましたご意見やご提案を踏まえまして、引き続き、専門部会において計画案の検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

報告事項につきましては、以上になります。

本日の議事全体を通して、ほかにご意見はございますでしょうか。

ないようですかね。ありがとうございます。

それでは、以上で、本日の議事を終了いたします。

委員の皆様には、熱心にご審議をいただきましてありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会（大高総括課長補佐）

内藤会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和８年度第２回茨城県環境審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会につきましては、本日の議事である計画の最終案の答申をいただくため、来年２月頃の開催を予定してございます。

本日は、お忙しい中、本審議会へご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

オンライン参加の皆様は、随時、ミーティングからご退室ください。

お疲れさまでした。